

## 国際ロータリー第 2650 地区 ローターアクト地区補足

### 〔地区ローターアクト代表事務局〕

国際ロータリー第 2650 地区ガバナー事務所に置くことが望ましい。

### 〔地区ローターアクト代表ノミニーの選出〕

- 1) 地区ローターアクト代表ノミニー選出方法  
地区ローターアクト代表ノミニーは「ローターアクト会長エレクト会並びに次年度指導者研修会」において、立候補又は指名による候補者を選挙により決定する。
- 2) 地区ローターアクト代表ノミニー立候補資格  
ローターアクトクラブ会長もしくは、地区ローターアクト委員のいずれかを務めたことのあるものとする。
- 3) 立候補締切日  
当該年度の 1 月 1 日以降に開催される地区ローターアクト委員会に原本を提出する。
- 4) 地区ローターアクト代表ノミニー選挙の方法  
地区内クラブ代表(会長または、その代理人) によって選挙または信任投票を行い最高得点者(信任投票は過半数)を当選とする。  
得票同数の場合は、地区ローターアクト委員会が決定する。
- 5) 地区ローターアクト代表ノミニー選出委員会  
当該年度の 1 月 1 日以降に開催される地区ローターアクト委員会において立候補による候補者無き場合は選出委員会を組織しその中で決定する。  
選出委員会の構成員は下記の通りである。(下記役職は全て当該年度のものとする。)
  - A) ガバナー
  - B) 地区ローターアクト委員長
  - C) 地区ローターアクト代表(共同委員長)
  - D) 直前地区ローターアクト代表(委員)
  - E) 地区ローターアクト代表エレクト(委員)
  - F) ゾーン代表(委員) ※1 名以上
- 6) 名称の変更  
地区ローターアクト代表ノミニーは、次の年度に地区ローターアクト代表エレクトとなる。

### 〔地区ローターアクト委員会〕

ガバナーに任命された地区ローターアクト委員長(ロータリアン)と地区ローターアクト代表(ローターアクター)がこの委員会の共同委員長を務め、その他の役職者は委員を務める。

- A) 地区ローターアクト代表
- B) 地区幹事…1 名(必要があれば副幹事を置くことができる。)
- C) 地区会計…1 名
- D) ゾーン代表…2 名以上

E) 地区ローターアクトアドバイザー(顧問)…必要があれば1名置くことができる。  
地区幹事、会計、ゾーン代表は地区ローターアクト代表が選出し、ガバナーが委嘱する。

○地区幹事の任務

地区ローターアクト代表を補佐し、地区の記録を整理、保管し、諸会合の準備をし、これらの会合の議事録をつくってこれを保管するとともに地区ローターアクト委員長に対し連絡報告の事務上の責を負う。その他通常その職に付随する任務を遂行する。

○地区会計の任務

地区のすべての資金を管理、保管し毎年2回会計報告を行うものとする。その他その職に付随する任務を遂行する。

○ゾーン代表の任務

一定数のクラブに対し責任を持つほか地区ローターアクト代表から割り当てられたその他の事項に対し責任を負うものとする。

○ゾーン代表の選出

ゾーン代表はその任務の性格上、原則としてローターアクトクラブの会長または幹事を務めたことのあるものを候補者とする。

○地区ローターアクトアドバイザー(顧問)の任務

ローターアクトクラブのメンターとしての役割を担う。日常的な地区運営をはじめ、ローターアクターが奉仕活動をし、指導力を発揮したりする機会を紹介し、ロータリーのリソースを活用できるよう支援する。

○地区ローターアクトアドバイザー(顧問)の選出

その任務の性格上、地区ローターアクト委員長、地区ローターアクト代表を務めたことのあるロータリー会員、元ローターアクト会員、ローターアクト会員とする。

**【地区ローターアクト代表任期中の事故】**

地区ローターアクト代表が任期中にやむを得ぬ理由によりその責務を遂行できなくなった場合は速やかに後任を選出するとともに空白期間は直前地区ローターアクト代表あるいは地区ローターアクト代表エレクトがそれを代行するものとする。

**【地区規模会合】**

国際ロータリー手続きの趣旨に従い下記会合を開くことができる。本会合の主催者は地区ローターアクト委員会である。

○地区大会…年1回

地区ローターアクト代表は、奉仕を奨励し、国際理解を深め、専門的能力を高め、友情とつながりを築くために、ローターアクト地区大会を計画すべきである。可能な場合、ローターアクト地区大会はロータリー地区大会に付随して開催し、少なくとも1回の合同セッションを開催すべきである。

○会長幹事会…年2回以上

クラブ運営につき学習する。

地区内ローターアクトクラブの4分の3が投票することにより、地区の奉仕プロジェクトを実施することが出来る。

○部門別協議会…年1回

各奉仕部門の委員長及び委員をもって構成しその活動につき学習する。

○会長エレクト研修セミナー(PETS)・指導者研修会…年1回

次年度クラブ理事、役員、委員長を対象に就任前にリーダーとしての心構えを学習する。

○国内研修・海外研修

ローターアクトの他地区合同会合を持つことができる。

○アクトの日…9月10日に近い日曜日に開催することが望ましい。

地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を調整する会合を持つことを目的とする。但し、災害や感染症のまん延などやむを得ない場合はその限りではない。

#### **〔クラブレベル以上のローターアクト会員の会合で決議を必要とする場合〕**

地区行事その他で決議を必要とする場合はクラブ代表者1名(会長又はその代理人)により投票の上決定する。決議はクラブ代表4分の3の得票を必要とする。但し別に定めある場合はそれに従う。

#### **〔分担金〕**

クラブ均等割 1クラブにつき年額 50,000 円

人頭割会員 1名につき年額 1,000 円

但し、地区への人頭分担金については年度途中加入の場合も 1,000 円とする。

#### **〔ローターアクト徽章の着用〕**

国内外全ての RI の被免許業者より販売されているローターアクト徽章を着用すること。

#### **〔本補足事項の効力〕**

この国際ロータリー第 2650 地区ローターアクト地区補足は当該年度ガバナー及び地区ローターアクト委員会の承認を以て効力を有するものとする。改正は地区ローターアクト委員会の承認を要する。但し、いかなる規定も国際ロータリーの「ローターアクト地区組織」に関する規定・国際ロータリー理事会の方針及びローターアクトクラブ定款・細則の精神に反するものであってはならない。

### 〔地区委員交通費〕

- 1) 地区ローターアクト委員が移動の際に経済的負担を軽減させるため、地区委員交通費として、地区行事へ参加するための交通費を支給することができる。但し、地区ローターアクト委員への支給は予算書における地区委員交通費欄記載の予算額を超えて支給することはできない。
- 2) 前項の支給にあたっての計算方法は、第 2650 地区ロータリー旅費規定に準じるものとする
- 3) 第 1 項記載の支給については、その用途を明らかにするため、決算において、その内訳を報告しなければならない。

### 〔地区委員活動費〕

- 1) 地区ローターアクト委員の経済的負担を軽減させるため、地区委員活動費として、次に掲げる費用を支給することができる。但し、これら地区ローターアクト委員への支給の総額は予算額を超えて支給することはできない。
  - A) 地区委員の活動に要する交通費
  - B) その他地区委員の活動にあたって必要な活動費
- 2) 前項 A)の支給にあたっての計算方法は、〔地区委員交通費〕2)項に定めた通りとする。
- 3) 第 1 項記載の各支給については、その用途を明らかにするため、決算において、その内訳を報告しなければならない。

### 〔地区ローターアクト代表費〕

- 1) 地区ローターアクト代表の経済的負担を軽減させるため、次に掲げる費用を地区ローターアクト代表費として支給することができる。但し、これら地区ローターアクト代表への支給の総額は予算額を超えて支給することはできない。
  - A) 地区行事へ参加するための交通費
  - B) 地区ローターアクト代表の活動にあたって必要な交通費
  - C) その他地区ローターアクト代表の活動にあたって必要な活動費
- 2) 前項 A)及び B)の計算方法は、〔地区委員交通費〕2)項に定めた通りとする。
- 3) 第 1 項記載の各支給については、その用途を明らかにするため、決算において、その内訳を報告しなければならない。

### 〔会員身分の終結〕

ローターアクトクラブは、会員の承認を得て、細則に年齢を決定して記載した場合には、年齢の上限を設定できる。また、スポンサークラブの承認を得ることが望ましい。

### 〔附則〕

- 1) 本補足事項は 2025 年 5 月 11 日に改正した。